

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合（第836回）  
東京電力ホールディングス株式会社に関する指摘内容

令和2年2月19日  
原子力規制庁  
新基準適合性審査チーム

【液状化について】

- 古安田層（A2s層）の液状化強度特性について、液状化抵抗曲線を下回る試験データの採取位置及び代表性を示すとともに、液状化抵抗曲線を下回る試験データが各施設の耐震設計に及ぼす影響の検討の要否を説明すること。
- 液状化の影響を考慮した各施設の設計について、対策工の実施範囲、物性値の設定等の設計の考え方及び評価対象施設の設計結果を含む対策工の成立性を説明すること。また、埋戻土層等の対策工について、適切な範囲、仕様等を考慮した保守的な設計としていることを説明すること。
- 中越沖地震の実測と再現解析結果の鉛直変位における比較について、基本ケースと平均値ケース、実測値と解析結果に差が生じていない理由を詳細に説明すること。また、最大過剰間隙水圧比及び最大せん断ひずみと地盤変位との関係性について、説明すること。
- 設定した減衰定数の保守性及び適用性について、考察を充実して説明すること。
- 地盤改良体の物性値の確認方法について、施工工法ごとに試験の方法、試験体の採取位置の考え方及び施工管理基準を説明すること。

【地下水位について】

- 補機冷却用海水取水路及びその近傍の取水路の一部の設計用地下水位について、周辺で地下水位の観測をしていないこと、取水路周辺の汀線並行方向の地下水位の変化が小さいこと、設置地点での推定地下水位と設計用地下水位の裕度が小さいことを踏まえ、T.M.S.L+5.0m とすることの妥当性を説明すること。
- 取水路のように延長の長い施設については、その設置区間内での最小余裕を提示し説明すること。その上で、地下水位の上昇要因及び変動要因を考慮した地下水位とするためには、どの程度の余裕を設計用地下水位に持たせる必要があるかも併せて説明すること。
- 土木構造物の耐震評価における地下水位について、7号機施設及び6号機施設で同じとする根拠を説明すること。

以上